

- 第3条 熊本県港管理事務所処務規程（昭和30年熊本県訓令第605号）の一部を次のように改正する。
- 第4条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県立清水が丘学園処務規程の一部改正）
- 第4条 熊本県立清水が丘学園処務規程（昭和31年熊本県訓令第1233号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県工業技術センター処務規程の一部改正）
- 第5条 熊本県工業技術センター処務規程（昭和31年熊本県訓令第1248号）の一部を次のように改正する。
- 第5条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県立職業能力開発校処務規程の一部改正）
- 第6条 熊本県立職業能力開発校処務規程（昭和33年熊本県訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県計量検定所処務規程の一部改正）
- 第7条 熊本県計量検定所処務規程（昭和34年熊本県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県林業研究指導所処務規程の一部改正）
- 第8条 熊本県林業研究指導所処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程の一部改正）
- 第9条 熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程（昭和40年熊本県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。
- 第5条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県消費生活センター処務規程の一部改正）
- 第10条 熊本県消費生活センター処務規程（昭和46年熊本県訓令第8号）の一部を次のように改正する。
- 第5条第24号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部改正）
- 第11条 熊本県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年熊本県訓令第86号）の一部を次のように改正する。
- 第5条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
第6条を次のように改める。
（代決）
- 第6条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、次長がその事務を代決することができる。
（熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部改正）
- 第12条 熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和48年熊本県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
- 第5条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
第6条を次のように改める。
（代決）
- 第6条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、次長がその事務を代決することができる。
（熊本県ダム管理所処務規程の一部改正）
- 第13条 熊本県ダム管理所処務規程（昭和48年熊本県訓令第67号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第2項第12号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県自動車税事務所処務規程の一部改正）
- 第14条 熊本県自動車税事務所処務規程（昭和49年熊本県訓令第17号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
第7条を次のように改める。
（代決）
- 第7条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、次長がその事務を代決することができる。
（熊本県立農業大学校処務規程の一部改正）
- 第15条 熊本県立農業大学校処務規程（昭和58年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第1項第16号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県釈迦院ダム建設事務所処務規程の一部改正）
- 第16条 熊本県釈迦院ダム建設事務所処務規程（昭和59年熊本県訓令第17号）の一部を次のように改正する。
- 第6条第24号中「300万円」を「1,000万円」に改める。
（熊本県食品加工研究所処務規程の一部改正）